

万日山緑地公園 指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「万日山緑地公園」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 3 条の規定に基づき、万日山緑地公園の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（１）名 称 万日山緑地公園

（２）所在地 熊本市西区春日 5 丁目、6 丁目及び池上町地内

（３）施設の設置目的、役割等

この緑地公園は、県の陸の玄関口である熊本駅西側の良好な景観を確保するとともに、県民が快適に散策できるような安らぎや憩いの空間、自然環境を活かした自然観察等の場として整備したもので、自然の地形を活かした緑豊かな緑地公園として位置付けています。

（４）施設の沿革 平成 25 年（2013 年）4 月 供用開始

（５）施設内容、規模等

① 面積 17.6ha

② 施設概要

ア 園路及び広場・・・園路、広場、樹林地

イ 修景施設・・・植栽等

ウ 休養施設・・・ベンチ

エ 便益施設・・・駐車場、トイレ 1 棟、案内板、誘導板、掲示板

オ 管理施設・・・擬木柵（転落防止、横断防止）、給排水設備

（６）現在の管理運営体制

現在の指定管理者・・・SFT 共同企業体

（７）施設の利用実績

公園利用者数

令和 3 年度（2021 年度）12,041 人

令和 4 年度（2022 年度）16,615 人

令和 5 年度（2023 年度）14,190 人

令和 6 年度（2024 年度）12,760 人

令和 7 年度（2025 年度）14,110 人

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

万日山緑地公園は、陸の玄関口である熊本駅西側の良好な景観を確保し、県民が快適に散策できるような「安らぎ」や「憩いの空間」、自然環境を活かした「自然観察等の場」として整備された都市公園である。

自然の地形を活かした緑豊かな緑地公園として、県民が安全で快適に利用できるよう良好な公園の環境を維持するとともに、住民サービスの向上を図っていく必要がある。

万日山緑地公園の施設管理運営に当たっては、これらの視点に立った管理運営を基本とし、指定管理者の募集を行うものとする。

3 指定管理者が行う管理運営業務の基準

(1) 休園日、開園時間

無料で一般開放している都市公園のため、休園日及び開園時間は、定めていません。

(2) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 熊本県都市公園条例、同規則
- ② 都市計画法、都市公園法、その他の都市計画関係法令
- ③ 地方自治法、その他の行政関係法令
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、その他の労働関係法令
- ⑤ 水道法、浄化槽法、建築基準法、消防法、電気事業法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律、同施行令、同施行規則
- ⑦ その他
 - ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
 - ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達に努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

(3) 施設の設備の維持管理を適切に行うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

(1) 都市公園の維持及び修繕に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(3) その他、別紙万日山緑地公園指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおり。

5 指定の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

万日山緑地公園の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 95,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和9年度（2027年度）：19,000千円）

（令和10年度（2028年度）：19,000千円）

（令和11年度（2029年度）：19,000千円）

（令和12年度（2030年度）：19,000千円）

（令和13年度（2031年度）：19,000千円）

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 スライド方式の適用

スライド方式の適用に際しては、熊本県ホームページ上の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル」（令和8年9月2日）を参照してください。

8 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 県内に本店又は支店を有すること。
- ③ 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請者の記名等については、参加者全員分が必要です。
- ③ 9の提出書類の(3)～(8)については、参加者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は8の参加資格①～⑦のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式 1）
- (2) 万日山緑地公園指定管理者事業計画書（事業計画書）（別紙様式 2）及び収支予算書（別紙様式 3）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類
 - イ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - ロ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和 8 年（2026 年）9 月 4 日（金）～
令和 8 年（2026 年）9 月 15 日（火）まで
 - ② 受付方法 質問書（別紙様式 4）に記入のうえ、電子メールで提出してください。
- ※ 電話での質問は受け付けません。

11 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別紙様式 5 の現地説明会申込書に記入のうえ申し込んでください。

- ① 日時 令和 8 年（2026 年）9 月 10 日（木）午前 10 時から 1 時間程度
- ② 場所 万日山緑地公園「駐車場」

12 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課
（県庁行政棟本館 6 階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1
電話 096-333-2135
 - (2) 提出期間 令和 8 年（2026 年）9 月 24 日（木）から
令和 8 年（2026 年）10 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）
の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。
- ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着のこと。
- ※ 電子メール、ファクシミリでの提出は、認めません。

(3) 提出部数 正本1部、副本9部を提出してください。

※ 副本については、コピーで構いません。

13 選定方法

(1) 指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準にもとづいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

審査基準	審査項目		判 定
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び県が示した管理の方針		適・否
	住民の平等な施設利用の確保		
※選考委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しません			
審査基準	審査項目		配 点
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果		35点
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	施設の管理運営に係る経費の内容	15点	25点
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	10点	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。	安定的な運営が可能となる人的能力		30点
	安定的な運営が可能となる経理的基盤		
	類似施設の運営実績		
その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	災害、事故、防疫等発生時における体制及び対応に関する取組み	5点	10点
	地域住民等との連携及び地域貢献による施設運営管理に関する取組み	5点	
合 計			100点

14 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

16 選考委員会

令和８年（２０２６年）１０月に開催する予定です。

詳細な日時、場所等については、後日連絡します。

選考委員会では、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

17 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理運営業務に係る委託料

- ① 指定管理者は、令和８年１２月熊本県議会の議決を経て指定されます。
- ② 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、令和９年度（２０２７年度）から令和１３年度（２０３１年度）までの各年度の年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選定委員会での検討に限ります。）
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が８の参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しないこと又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が８の参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 添付資料・様式

- (１) 指定管理者指定申請書（別紙様式１）

- (2) 万日山緑地公園指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 万日山緑地公園管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- (4) 質問書（別紙様式4）
- (5) 指定管理者現地説明会申込書（別紙様式5）
- (6) 万日山緑地公園指定管理業務仕様書
- (7) 万日山緑地公園の管理運営に関する協定書（案）
- (8) 万日山緑地公園平面図

問い合わせ先

熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局
地域振興課（プロジェクト・調整班）
電話 096-333-2135